時事新報

遼東半嶋の一時占領

我政府は嚮に露獨佛三國の忠告を容れて遼東半嶋の地を清國に還附するみとに決したれども其還附の措置は詔勅の文にも明なる如く日清兩國の間に會商す可きものにして決して他の容喙を許す可らず其會商の結果は未了の問題にして素より知るを得ずと雖も我輩の所見を以てすれば右還附に付ては更に賠償の金額を增加せしめ其擔保として一時該半嶋を占領するを以て穩當の處置なる可しと信ずるものなり抑も遼東半嶋は平和條約の結果として我に收めたる條件中の最も大なるものにして實際賠償金の割合に少額なるも畢竟右の土地を得たるが爲めに大に輕くしたるの意味もある可し然るに今みれを還すとあれば其代りとして賠償の金額に增す所ある可きは至當の沙汰にして彼に於ても素より苦情のある可きに非ず半嶋の地たる彼に取りては非常に重要の場所にみそあれば之を金に見積るときは容易ならざる額に及ぶみとならん兩國の會商に於て其數を定め之を既約の二億兩に合するときは賠償の負擔は更に大に增加して隨て拂込の期限も自から延引せざるを得ず目下清政府の事情に於て左もある可きみとなれば故さらに之を急にして其財政を苦しむるは我本意に非ざるが故に拂込皆濟までの擔保として假りに該半嶋の地を占領し彼に十分の便利を與へて會計の都合を謀らしめ期限の長きを厭はずして心靜に皆濟の日を待つの外ある可らず本來の條約には本約の規定を誠實に施行す可き擔保として日本軍隊は一時威海衛を占領する明文あり右の擔保占領は對岸の遼東半嶋を日本の所領地として單に威海衛と限りたるみとなれども今や其半嶋を還附するみとゝ爲り且つ之が爲めに賠償の金額を增したる上は更に擔保を大にす可きは勿論にして現在我軍隊の占領したる土地を其儘擔保と爲して一時占領を繼續するは至當の處置として何人も異議なき所なる可し

右に述べたる如く賠償金の擔保として若干年の間、遼東半嶋を占領するは素より至當の處置なれども更に我輩の所見を以てすれば半嶋の一時占領は右の理由を外にして世界人道の爲めに實際止むを得ざるの處置なりと云ふ其次第を述べんに平和條約第九條に「清國は交戰中日本國軍隊と種々の關係を有したる清國臣民に對し如何なる處刑をも爲さず又みれを爲さしめざるみとを約す」との一節あり自國の人民にして一時敵國の軍隊と關係したる者あれば其事情の如何を問はず直に奸賊の名を付して之を殺戮するが如きは支那の國風にして其慘酷看るに堪へざるものあるが故に今回の條約に特に此明文を揭げて其弊風を豫防したるとなり實に適當の要求なれども實際に於て斯る注意は果して有効なる可きや否やと云ふに我輩は彼が平生の舉動に徵し單に條約の文言のみに依賴して安んずるみと能はざるものなり蓋し我軍隊と種々の關係を有したるものは多くは占領地內の人民なれば其地にして永久我所有に歸せんには是種の人民も日本の保護の下に生命の[illegible]を托するみとを得て實際に危險の虞あるものなしと雖もいよ〳〵遼東半嶋を彼に還附して日本の軍隊を引揚るの曉に至れば何ぞ計らん苟も我軍隊に往來出入したる土民等は忽ち身首處を異にするの不幸に陥るや萬々疑を容れず或は條約に規定ある上は彼の政府に於ても流石に斯る慘酷の舉動はなかる可しと思ふ人もあらんかなれども如何せん彼國の現狀は政府の威令行はれずして百事當局者の意の如くならず例へば今度臺灣の明渡に就ても同嶋に在る黑旗兵等は政府の命を用ひずして其明渡を拒むの模樣あるにぞ鎮撫の爲めにとて中央政府より更に五千の兵を發したれども其兵も亦黑旗兵に與して共に暴動するならんと云ふ以て事情の一斑を知る可し左れば政府の當局者に於ては或は條約の規定を無にするの考なしとするも無知蒙昧なる地方官等は條約の何物たるを知らず一地方惟我獨尊の權能を濫用して漫に人民を虐殺し却て國の爲めに奸賊を誅したりなど自から得々たるは實際に疑もなきとなれば條約の明文の如きは決して依賴するに足らざるなり又或は右等の事情を冷淡に看過し半嶋の地を還附すれば今は則ち外國なり外國人民の安危幸不幸は吾々の知る所に非ずと一概に論破し去れば夫れまでのとなれども左りとは世界の人道を如何せん今や日本の軍隊が占領地を去ると同時に幾百千の人民を不測の禍に陥るゝは疑もなき成行にして之を豫防するものは唯一片の約束のみと云ふ不安心至極の事なり左れば今後數年の間は我軍隊の力を以て地方人民の生命を保護し人民をして徐々に自から全ふするの道を得せしめ又一方には支那政府に向て徐々に勸告を試み能く中央の威嚴を維持して國中苟も不人殘酷の舉動を制止せしむるみと肝要なる可し何れも歳月を要するみとなれば償金拂込の不如意みそ却て幸なれ此時限の間に支那人の心の非を正して人道の重きを悟らしむるは吾々日本國民の天職なりと知る可し遂に軍隊を引揚げて幾百千の人類を見殺しにするが如きは我輩の斷じて忍ぶみと能はざる所なり

雜報

○臺灣の租稅收入額如何

臺灣は支那海上の一大寶庫なりとは久しく傳稱する所なれども如何の利益が同嶋より上り居りしか今日之を知る事頗る困難にして支那商民は思ふに少なからぬ利益を同嶋より得たるなる可しと雖も清國政府は其歲計に於て臺灣嶋の爲め利益したるや否やは疑問なり否なむしろ疑問に非ず清國政府が臺灣嶋の爲め歲計上損毛したるや疑ふ可からず即ち劉銘傳來嶋の時までは同嶋の爲め每歲四十四萬兩の補助金を福建省より出さしめ劉銘傳來嶋の後も同嶋の爲め種々の入費を北京政府より下賜したるが故今日まで同嶋の歲出入相償ひし年度は恐くなかりしならんと云ふ尤も租稅を出す者と之を收むる者との間には非常に割高なる割引銀行ありて其懷中に入る高の少なからざるみと清國一般の慣例なれば臺灣の事も此銀行即ち同嶋の官吏に糺さゞれば明白ならざれども參考の爲め清國の[illegible]と法律に依り同嶋の租稅大凡の收入額を示めせば左の如し

海關稅　百十一萬一千五百六十四兩

右は單に外國貿易よりの收入にして四年前の實收入額なり

製茶釐金稅　二十萬八千兩

右は製茶輸出の前、大稻程にて再製の時課するものなり其割合は一担一兩六匁にして每歳の平均輸出額は十三萬担なりとす

硫黃の製造益金　二萬兩

臺灣には硫黃の製造所あり政府の管理に屬して官業とす其益金大凡右の如し

砂糖の釐金　十一萬三千弗

砂糖の釐金は其割合氷砂糖一担五十錢、白砂糖二十錢より四十錢まで、赤砂糖十錢より十四錢までにして其輸出額は氷砂糖一萬担、白砂糖四萬担、赤砂糖八十萬担なりとす依て平均して右の概算を出せしなり

支那船稅　十七萬兩

右は大陸より來る支那船の港稅にして一個年に同船の積み來る貨物四百十萬担、入港稅百担に付き四兩十六錢として右の金額を得たり

亞片釐金　三十二萬兩

亞片の釐金は一担印度產百二十兩、波斯產百兩にして輸入の總額三千担に之を課す割合は波斯產二と印度一の比例として右の數字を得たり

樟腦稅　二十萬弗

樟腦の釐金は三匁七分五厘にして製造稅は洋貨九弗なり依て之を二萬担に課し右の數を得たり

鹽稅

臺灣には四箇所の製鹽場あり產額五千萬斤に近しと云ふと雖も未だ詳ならず

土地稅

劉銘傳大に土地稅を上ぼして嶋民の怨を買ひたり然しながら全嶋の半部は野民の割據するところなれば土地より納むる稅額は割合に多からざる可しといふ

貨物釐金稅

是れ亦未詳なれども既に全嶋を別ちて三府一州と爲したれば少なくも四箇所の釐金局ありて內國產の品より之を取り立て居たるならん假に今以上の三稅を以て海關稅の二倍と爲せば大凡二百萬兩以上なる可しといふ今前揭諸項を合算する時は左の金額を得

一金三百八十二萬九千五百六十四兩と三十一萬三千弗

日本銀貨に引直して

金五百十七萬四千三百八十九圓六十錢

右は只表面に現はれたる稅目に就てのみ推測したるものにして實際は是より多きみとなるべし

○伊東海軍中將の演說

伊東海軍中將は去る十四日神戶有志者の招待に應じ諏訪山の歡迎會に臨みたる其途中兵庫縣師範學校生徒の整列して敬禮をなすを見、馬車を下りて挨拶し翌十五日其答禮旁々同校に赴き田中同校教頭の請に應じて一場の演說をなしたり其大要は左の如しと云ふ

昨夕生徒職員諸君一同の歡迎を受けたるは本職の光榮とする所にして誠に一身の面目なり依て爰に諸君の厚情を謝す扨只今教頭君より我軍事經歷上に從事諸君の鑑戒となるべき實歷の講話あるべしとの希望あるを以て聊か我經歷の一端を述べて諸君の參考に供せん[illegible]裂し兩國將に鋒火相見えんとする前風雲甚だ急に軍事の[illegible]一日も緩うすべからず不肖軍事遂行の身を以て都合五十六隻の指揮を司るべき聯合艦隊司令長官の大任を拜受し畏くも大元帥陛下より軍艦二十八隻、運送船二十八隻の艦隊、常備艦隊を併せて聯合艦隊を組織し爾來九州、釜山、仁川等を巡邏し廣嶋師團出兵の命あるや第五師團大嶋混成旅團を護して仁川に上陸せしめたる後未だ幾

許ならずして清國艦隊
船高陞號の陸兵を護
野、秋津洲の三艦を派
に牙山にありし五千乃
する所となれり豐島沖
んと思ふ此際清國若し
上と相呼應せしめ而し
海に上陸せしむるの
亭は我艦隊を以て仁川
して彼に備たりしが
海衛を攻擊せり然るに
より巨彈の亂發を受け
の行逆に彼の根據を
壯擧あり此地要害最も
んは全勝必すべからさ
亭又艦隊を率ゐて大同
を江上に進め外には敵
に偶々命あり艦隊を
第五師團の運送船を伴
して六十二隻、黑烟
せり任終りて再び滿
て先發たりし觀嶋中
大寒山沖にありて
敵軍は其地附近に上
出沒し居るならんと
海兩艦隊の殆んど全
西京丸とを率ゐて
北向す此役赤城の如
するの價を計れるな
して來るに會す時に
時に渉りしが幸に陛下
よりて克く全捷を
せざる限り新聞社員に
きたれば定めし了知
大に敵を敗り平壤を
海を離脫し威海旅順
時に際して又旅順口
大山大將以下運送船
此時我艦隊は陸に近
が卒ぬ事なかりき陸兵
ゝや我艦隊も海上
に我手に落つ餘す所
察せしめ陸上は一萬
る狀を詳らかにするを
ら測るに海上若くは陸
る勝算なきを以て海
らしめ初めて其面を
期するを得べしと第十
と共に策を大本營に
一部を割き艦隊に上
擊陸上の威海衛は不
の威海衛は[illegible]
最も要にして地の利
なり乃ち種々畫策の
十メートルの距離を
を試みたりしに[illegible]
更に艇隊を進め偉大の